平成２４年（フ）第２９１号
神奈川県藤沢市高倉483番地　高松ハイツ１―206
債務者　岩崎　　恵
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９７号
横浜市南区共進町２丁目52番地　シティーコープ秋葉203
債務者　榊原　武士
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１６号
横浜市西区浅間台109番地17　浅間台フラッツ202号
債務者　村松　達也
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６号
静岡県島田市東町20番地の５、旧住所川崎市高津区二子４丁目１番２号　ソル・レヴェンテ701
債務者　小川　歳三
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１号
静岡県富士市比奈1269番地の３
債務者　豊田　淑子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２５号
岡山市北区野田２丁目６番６号　ロイヤルサーティマンション205、旧住所三重県鈴鹿市住吉町7265番地の５
債務者　難波　新吾
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１号
岡山県倉敷市児島阿津１丁目７番12号　松本ビル２階203、旧住所岡山県倉敷市児島塩生347番地37
債務者　石田　武久
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３号
岡山市南区当新田102番地21エメラルドマンション芳泉406号
債務者　本田　　舞
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３号
岡山県赤磐市中山85番地１、旧住所大阪市平野区加美正覚寺３丁目４番22号
債務者　下辻裕美子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第３３７０号
東京都杉並区高井戸西２丁目７―40―Ａ―101
破産者　信藤　直樹
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２７３号
東京都江戸川区西小岩３丁目33―19
破産者　和田　広徳
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８３号
釧路市春採７丁目37番11号
破産者　有限会社東栄堂
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１４３３６号
東京都品川区南大井６丁目10―10
破産者　重野　大輔
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６号
岐阜県恵那市武並町竹折1059番地の１
破産者　有限会社旭紙工
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第８７号
岐阜県中津川市千旦林563番地の１
破産者　幸脇　可典
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１０４８号
名古屋市千種区光が丘１丁目21番62号　シャトレ東山Ｄ―105号
破産者　伊藤　幸雄
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４９号
愛知県小牧市大字河内屋新田字上岩倉杁630番地
破産者　株式会社魚錠
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部